

秋田市国民保護計画

本編

平成28年11月改訂

秋 田 市

は じ め に

この計画は、秋田市が「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法に基づいて作成したもので、秋田市にいる全ての人を保護することを目的としています。

もとより、国民一人ひとりの国際平和への不断の努力が必要不可欠であると考えております。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態や緊急対処事態(大規模テロ)などの不測の事態が発生した場合、秋田市は、この計画に基づき、関係機関と連携して避難誘導や救援、武力攻撃に伴う災害に対処することとしています。

住民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、自主的なご協力をお願いいたします。

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務および市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1	市および関係機関の役割分担の概要	4
2	市および関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態等	12
2	緊急処理事態	15
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	市における組織・体制の整備	18
1	市各部局等における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	22
3	市対策本部等の機能の確保のための準備	24
4	消防機関の体制	24
5	国民の権利利益の救済に係る手続等	25
第2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	27
3	近接市町村との連携	28
4	指定公共機関等との連携	28
5	ボランティア団体等に対する支援	31
第3	通信の確保	33
第4	情報収集・提供等の体制整備	33
1	基本的考え方	33
2	警報等の伝達に必要な準備	35
3	安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	36
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	37
第5	研修および訓練	38
1	研修	38

2	訓練	38
第2章	避難、救援および武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する平素からの備え	40
1	避難に関する基本的事項	40
2	避難実施要領のパターンの作成	41
3	救援に関する基本的事項	42
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	42
5	避難施設の指定への協力	43
6	生活関連等施設の把握等	43
第3章	物資および資材の備蓄、整備	43
1	市における備蓄	43
2	市が管理する施設ならびに設備の整備および点検等	44
第4章	国民保護に関する啓発	45
1	国民保護措置に関する啓発	45
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	45
第3編	武力攻撃事態等（緊急処理事態）への対処	46
第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	46
1	事態認定前における市国民保護対策部の設置および初動措置	46
2	武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）等の兆候に関する連絡があった場合の対応	48
第2章	市対策本部の設置等	49
1	市対策本部の設置	49
2	市現地对策本部の設置	58
3	現地調整所の設置	58
4	市対策本部の廃止	60
5	通信の確保	60
第3章	関係機関相互の連携	61
1	国・県の対策本部との連携	61
2	知事、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長等への措置要請等	61
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	62
4	他の市町村長等に対する応援の要求および事務の委託	62
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	63
6	市の行う応援等	63
7	ボランティア団体等に対する支援等	64
8	住民への協力要請	64
第4章	警報および避難の指示等	65
第1	警報の伝達等	65

1	警報の内容の伝達等	65
2	警報の内容の伝達方法	66
3	緊急通報の伝達および通知	67
第2	避難住民の誘導等	67
1	避難の指示の通知・伝達	67
2	避難実施要領の策定	68
3	避難住民の誘導	73
4	事態別の避難に関する留意点	76
第5章	救援	78
1	救援の実施	78
2	関係機関との連携	79
3	救援の内容	79
第6章	安否情報の収集・提供	80
1	安否情報の収集	80
2	県に対する報告	81
3	安否情報の照会に対する回答	81
4	日本赤十字社に対する協力	82
第7章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	82
第1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	82
1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方	82
2	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報	83
第2	応急措置等	83
1	退避の指示	83
2	警戒区域の設定	85
3	応急公用負担等	86
4	消防に関する措置等	86
第3	生活関連等施設における災害への対処等	88
1	生活関連等施設の安全確保	88
2	危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防止および防除	89
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生防止	90
第4	NBC攻撃による災害への対処等	90
1	NBC攻撃による災害への対処	90
第8章	被災情報の収集および報告	93
第9章	保健衛生の確保その他の措置	93
1	保健衛生の確保	94
2	廃棄物の処理	94
第10章	国民生活の安定に関する措置	95
1	生活関連物資等の価格安定	95

2	避難住民等の生活安定等	95
3	生活基盤等の確保	96
第11章	特殊標章等の交付および管理	96
第4編	復旧等	98
第1章	応急の復旧	98
1	基本的考え方	98
2	公共的施設の応急の復旧	98
第2章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧	99
第3章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	99
1	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求	99
2	損失補償および損害補償	100
3	総合調整および指示に係る損失の補てん	100